高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の主な内容

- 1 地域包括支援センターの設置について
 - (1) 地域包括支援センター設置目安等について
 - ・日常生活圏域に1か所設置
 - ・高齢者人口3,000人~6,000人に1か所設置の目安
 - (2) 川島町の状況について
 - ・~第5期(平成26年度) 地域包括支援センター1か所(医療法人啓仁会委託)
 - ・第6期(平成27年度~29年度) 地域包括支援センター新規1か所設置を計画 ※設置場所や運営方法については計画期内にて検討

2 高齢者福祉計画

- (1) 防災対策を拡充
 - ・安心カード&救急カードを活用し、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画策定 ※地域防災計画を改正予定、実施主管課は総務課(防災担当)
- 3 介護サービス・介護予防サービス
 - (1)介護予防訪問介護・通所介護サービス見込量の減少
 - ・平成28年から、新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始予定
 - 介護予防訪問介護、介護予防通所介護が移行
 - ・介護予防サービスとしての見込量減
 - (2) 通所介護・介護予防通所介護サービス見込量の減少
 - ・平成28年度から、地域密着型通所介護(仮称)実施予定
 - ・当町では、1事業所が本サービスに該当
 - ・地域密着型通所介護に移行する分、介護サービス・介護予防サービスとしての見 込量減

- (3) 特定福祉用具販売、住宅改修の支給方法変更
 - ・現在、全額を利用者が負担し、後日申請により9割分を返金(償還払い方式)
 - ・第6期中、被保険者は1割分のみを支払う方式への変更を検討(受領委任方式)

4 地域密着型サービス

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規実施
 - ・平成29年度を目途に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの基盤整備 を行う
- (2) 小規模多機能型居宅介護の新規実施
 - ・平成29年度を目途に、小規模多機能型居宅介護のサービス基盤整備を行う
- (3) 地域密着型通所介護(仮称)の新規実施
 - ・介護保険法改正により、平成28年4月から、利用定員18人以下の小規模通所 介護事業所は、地域密着型通所介護(仮称)に移行
 - ・当町に該当事業所1か所あり(みどりの郷あすか川島)、地域密着型通所介護(仮称)を実施する意向

5 地域支援事業

- (1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施
 - ・介護保険法改正により、平成29年4月までに、新しい介護予防・日常生活支援 総合事業を実施することとなった
 - ・当町では、平成28年1月(~3月)の開始を計画
 - ・本事業の開始に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が本事業に移行
- (2) 介護予防事業の充実
 - ・一般介護予防事業として、高齢者サロン、認知症カフェの実施を計画
- (3) 包括的支援事業の充実
 - ・地域包括支援センターについて、新規1か所設置を計画
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
 - ・介護保険法改正により、主要8事業について、平成30年4月までに実施することとなった

・当町では、平成27年4月から順次実施し、平成30年4月までに全事業を実施 する計画

(5) 認知症施策の推進

- ・介護保険法改正により、主要3事業について、平成30年4月までに実施することとなった
- ・当町では、平成27年4月から順次実施し、平成30年4月までに全事業を実施 する計画
- (6) 生活支援サービスの体制整備
 - ・介護保険法改正により、生活支援サービス体制整備協議会(仮称)、生活支援コーディネーターの設置を行うこととなった
 - ・当町では、平成27年4月から実施する計画
- (7) 地域ケア会議
 - ・介護保険法改正により、平成27年4月から地域ケア会議を実施することとなった。
 - ・当町では、平成27年4月から実施する計画

6 介護保険料

- (1) 介護保険料の段階変更
 - ・介護保険法の改正により、従来の6段階(標準)から、9段階に変更となった
 - ・当町では、従来は市町村独自の段階化により10区分(8段階と特例2段階)から、法に準じて9段階に変更。ただし、新第2段階については、町独自の基準として0.7(国の基準は0.75)とすることとした。
 - ・介護保険法の改正により、介護保険料の負担増を抑制するため、低所得者層の負担割合が軽減された(平成27~28年度は新第1段階のみ、平成29年度は新 1~3段階が軽減)